

一部事務組合の設置に至った理由書（案）

岩手県ごみ処理広域化計画に基づき、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、平成27年1月に県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定し、3Rの推進、環境負荷の軽減、災害対策の強化及び効率的な廃棄物処理を基本方針として、ブロック内のごみ処理施設の集約化について協議、検討を重ねてきました。

今般、関係市町の長で構成する県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、「ごみ処理施設の設置等に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定による一部事務組合を設置する。」との合意が得られたことから、別添の規約に定める基本的事項に基づき、関係市町において盛岡広域環境組合を設置しようとするものです。